

松山市特定事業所集中減算に関するQ&A VOL 3 (H28.4.15)

- Q 1. 「医療サービスの場合、主治医等の意見が確認できる書類が必要」とあるが、
- ①「医学的管理の必要性」にチェックがある主治医意見書の写しを提出したのでよいか。
 - ②主治医がサービス担当者会議に参加した場合は、その会議録を提出すればよいか。
- A 1. ①貴見のとおり。ただし、担当ケアマネジャーとしてその「必要性」の内容を把握しておくこと。
- ②貴見のとおり。ただし、医療サービスの必要性について主治医の意見が記載された会議録を提出すること。
- Q 2. 前回（平成 27 年 9 月から平成 28 年 2 月まで）の算定期間に利用者から提出のあった理由書はどこまで有効か。
- A 2. 平成 28 年 3 月 1 日以降に当該居宅サービス計画の変更、更新等があるまで有効である。
- ただし、平成 28 年 3 月 1 日以降は、適正サービス検討会議もしくは書類審査にかけて「正当な理由」として認められたものでないと紹介率を算出する際の計算から差し引くことはできないため、(1)効力の続いている理由書のコピー、(2)適正サービス検討会議にかけるための個人情報使用の同意書（今回に限り、様式 4 又は様式 7 ではなく任意様式でも可）、その他届出書表紙 1 又は 2 に記載されている必要書類を平成 28 年 4 月 28 日までに介護保険課まで提出すること。なお、理由書に記載する日付は、記載した日とすること。
- Q 3. サービスの質が高いことを理由に当該事業所を利用しているにもかかわらず、前回（平成 27 年 9 月から平成 28 年 2 月まで）の算定期間中に理由書の提出が得られなかった利用者がある場合は、次回の居宅サービス計画の変更等のタイミングまで理由書を受領することができないのか。
- A 3. ケアプランのサービス提供期間に平成 28 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間が一部でも含まれているものについては、Q 3 のようなケースに限り、遡って受領することができる。なお、効力は平成 28 年 3 月 1 日からとする。
- その場合は、当該理由書等届出書表紙 1 又は 2 に記載されている必要書類を平成 28 年 4 月 28 日までに介護保険課まで提出すること。なお、理由書に記載する日付は、記載した日とすること。

Q 4. 地域密着型通所介護は、当該減算の対象サービスとなるのか。

A 4. 対象となる。

Q 5. ケアプランに位置付けている通所介護の一部が平成 28 年 4 月から地域密着型通所介護に移行することで、通所介護若しくは地域密着型通所介護の紹介率が 80% を越える可能性がある場合はどうすればいいか。

A 5. 原則、上記の A 2、A 3 と同様の考え方となる。

通所介護のときに、既に理由書の提出を受けているものについては、地域密着型通所介護に移行後も、当該ケアプランの変更、更新等があるまで当該理由書は有効である。

ただし、平成 28 年 3 月 1 日以降は、適正サービス検討会議もしくは書類審査にかけて「正当な理由」として認められたものでないと紹介率を算出する際の計算から差し引くことはできないため、(1)効力の続いている理由書のコピー、(2)適正サービス検討会議にかけるための個人情報使用の同意書（今回に限り、様式 4 又は様式 7 ではなく任意様式でも可）、その他届出書表紙 1 又は 2 に記載されている必要書類を平成 28 年 4 月 28 日までに介護保険課まで提出すること。なお、理由書に記載する日付は、記載した日とすること。

通所介護と地域密着型通所介護に分かれることによって、当該算定期間の紹介率が 80% を超える可能性がある場合は、居宅サービス計画のサービス提供期間に平成 28 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間が一部でも含まれているものについては、遡って理由書を受領することができる。なお、効力は平成 28 年 3 月 1 日からとする。

その場合は、当該理由書等届出書表紙 1 又は 2 に記載されている必要書類を平成 28 年 4 月 28 日までに介護保険課まで提出すること。なお、理由書に記載する日付は、記載した日とすること。